

「【追補2】PHRの自治体への導入における留意点」
ご意見に対する回答

ページ	該当箇所	意見	回答
2	本文書は、一般社団法人PHR普及推進協議会の民間事業者および自治体のPHRサービスに関わるガイドライン（第3版）の追補として、・・・	（修正案）本文書は、一般社団法人PHR普及推進協議会の民間事業者／自治体のPHRサービスに関わるガイドライン（第3版）の追補として、・・・ ※ガイドライン本体は「/」が使われています。	ご意見ありがとうございます。他にもいただきましたご意見も踏まえまして、ガイドライン本文は「民間事業者向け」とし、自治体向けについては引き続き検討を行うものとします。
5	本人又はデータ管理者が本人の同意状況が確認できるツールが有るか	ダイナミック Consent について触れられていますが、まだ課題も多いように思います。「子供や高齢者等本人の意思能力」の課題とともに、本人から何の返信もなかった場合にどうするかということも想定される課題のように思います。要配慮個人情報の場合はオプトアウトが困難なため、いわゆるみなし同意という対応も望ましくありません。ガイドライン中の「本人確認」の欄にあるように、結果的に「対面や郵送による確認」が必要になるケースも想定されます。返信がなかった場合に、事業者が安易にデータを使い続けることがないように何か対策を記載するなどしてもよいかと思いました。	ご意見ありがとうございます。返信がなかった場合の対応については今後の検討とさせていただければと存じます。

「【追補1】PHRのデータ連携に関する追補」に関するご意見はありませんでした。